

高第599号  
令和5年10月6日

各老人福祉施設運営法人代表者  
各指定介護保険施設運営法人代表者  
各指定介護サービス事業所運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和5年度岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金  
(令和5年度上半期発生分)の申請期限について

平素より県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、介護サービス事業所・介護施設等における、新型コロナウイルス感染症の感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材等を確保するための費用、職場環境の復旧・改善をするために必要となる費用等に対して補助するため、標記事業を実施しております。

令和5年度上半期(令和5年4月1日～令和5年9月30日)に支払いが生じた費用について現在申請を受付しておりますが、令和5年7月11日付け高第357号にて通知のとおり、申請期限は令和5年10月31日(火)となりますので、重ねて通知いたします。

記

- 令和5年度上半期(令和5年4月1日～令和5年9月30日)に支払いが生じた費用  
申請期限：令和5年10月31日(火)

申請URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/306349.html>

なお、期限を超えた申請の受付はできませんので、必ず期限内に申請してください。

令和5年度下半期(令和5年10月1日以降)に支払いが生じた費用については、現在申請受付の開始に向けた準備を行っております。受付開始の際には改めて県より通知を行いますので、しばらくお待ちください。

なお、10月1日より国の実施要綱が改定されたことに伴い(※1)、岐阜県においても本事業にかかる要綱改定を実施する予定です。改定後の要綱については、下半期の受付開始にかかる通知にあわせて通知いたしますのでご確認ください。

(※1) 別添の、老発0926第2号「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施についての一部改正について」をご参照ください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	青木
TEL	058-272-8298 (直通)		
FAX	058-278-2639		